

第5章 第4期宇部市障害福祉計画

1 第3期計画の進捗状況と課題

1 重点項目

第3期計画における重点項目は、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」、「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援（A型）事業の利用者数の割合」としていました。

これら重点項目の進捗状況については、次のとおりです。

（1）施設入所者の地域生活への移行

		施設入所から共同生活援助等へ 地域移行した者の数
（基準）	平成17年度	（10月1日現在の施設入所者数） 261
（参考）	平成23年度 まで	74
第3期計画	平成24年度	2
	平成25年度	3
（目標値）	平成26年度	67 （基準の25.6%）

施設入所から共同生活援助等への地域移行した者は、平成24年度から平成25年度の2年間では5人となっており、平成17年10月1日時点の施設入所者の平成25年度末までの地域生活への移行者の割合（実績）は、30.3%です。

第3期計画の平成26年度末までに地域に移行する目標値は67人であり、計画を上回る実績となっています。

しかしながら、近年の地域移行者数は減少傾向にあり、今後、地域移行を積極的に推進する必要があります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

(人)

		1年間に施設を退所し、 一般就労する者の数
(基準)	平成17年度	18
(参考)	平成23年度	25
第3期計画	平成24年度	31
	平成25年度	31
(目標値)	平成26年度	36 (基準の2.0倍)

施設を退所し一般就労した者の平成25年度実績は31人であり、これは基準とする平成17年度の一般就労への移行実績に対し、その割合(実績)は1.7倍です。そのため、さらなる就労支援の強化が必要です。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

(当該年度末の状況)

	福祉施設利用者 (人)	就労移行支援事業の 利用者(人)	割合 (%)
平成21年度	552	29	5.3
平成22年度	683	29	4.2
平成23年度	743	38	5.1
平成24年度	864	45	5.2
平成25年度	937	28	3.0
(目標値) 平成26年度		224	21.4

平成25年度の福祉施設利用者に対する就労移行支援事業利用者の割合は、福祉施設利用者が937人に対し就労移行支援事業利用者が28人であり、その割合は3.0%です。福祉施設利用者は年々増加しているものの、市内の就労移行支援事業所の減少等に伴い、就労移行支援事業の利用者が伸びていない状況です。そのため、今後就労移行支援事業の利用促進を図る必要があります。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者数及び

就労継続支援利用者に対する就労継続支援A型利用者の割合

(当該年度末の状況)

	就労継続支援 (A型) 事業の 利用者 (人)	就労継続支援 (B型) 事業の 利用者 (人)	就労継続支援 (A型+B型) 事業の利用者 (人)	就労継続支援 (A型) 事業の 利用者の割合 (%)
平成21年度	1	287	288	0.3
平成22年度	18	306	324	5.6
平成23年度	31	312	343	9.0
平成24年度	62	329	391	15.9
平成25年度	79	405	484	16.3
(目標値) 平成26年度	96			30.0

平成25年度の就労継続支援利用者に対する就労継続支援A型利用者の割合は、就労継続支援利用者が484人に対し就労継続支援A型利用者が79人であり、その割合は16.3%です。就労継続支援A型の利用者及び就労継続支援利用者に対する割合は年々増加しているものの、目標達成のためには、就労継続支援B型の利用者に対して、就労移行支援や就労継続支援A型への利用転換を図る必要があります。

2 自立支援給付

第3期計画の各サービスの見込量(目標値)と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

〈年間延利用時間(月平均利用者数)〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
居宅介護	35,799 時間 172 人	35,651 時間 169 人	44,956 時間 191 人	79.30% 88.48%
重度訪問介護	17,965 時間 13 人	17,889 時間 13 人	23,611 時間 16 人	75.77% 81.25%
同行援護	5,490 時間 24 人	6,080 時間 28 人	7,260 時間 45 人	83.75% 62.22%
行動援護	0時間 0人	0時間 0人	1,440時間 6人	0.00% 0.00%
重度障害者等 包括支援	0時間 0人	0時間 0人	25,920時間 3人	0.00% 0.00%

居宅介護、重度訪問介護については、利用実績に大きな変化はありません。

同行援護については、視覚障害者に対する外出時における移動の援護や必要な情報を提供するサービスとして、平成23年10月から自立支援給付の中で実施されることになりましたが、利用実績は平成24年度と比べ増えています。

行動援護については、市内に事業所が平成25年度末時点で2箇所のみであり、利用実績はありませんでした。

重度障害者等包括支援については、県内に事業所が無く、利用実績もありませんでした。

(2) 日中活動系サービス

〈年間延利用日数（月平均利用者数）〉

		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見込 に対する平成25 年度実績率
生活介護		97,979 日 416 人	99,357 日 418 人	101,476 日 434 人	97.91% 96.31%
自立訓 練	機能訓練	291 日 1 人	183 日 1 人	1,008 日 4 人	18.15% 25.00%
	生活訓練	6,703 日 28 人	5,741 日 23 人	18,234 日 67 人	31.49% 34.33%
就労移行支援		8,900 日 41 人	7,381 日 34 人	48,662 日 224 人	15.17% 15.18%
就労継続 支援	A型	10,777 日 46 人	17,517 日 72 人	23,232 日 96 人	75.40% 75.00%
	B型	69,830 日 315 人	81,645 日 378 人	49,446 日 224 人	165.12% 168.75%
療養介護		27 人	28 人	16 人	175.00%
短期入所		2,988 日 26 人	3,441 日 28 人	2,145 日 83 人	160.42% 33.73%

生活介護については、平成24年度と比べ実績が増えており、概ね計画どおりの実績になっています。

自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所がなく、本市の利用実績は県外の事業所に限られています。

自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援については、市内の事業所が減少し、利用者、利用日数とも平成24年度と比べ、減少しています。

自立訓練及び就労移行支援は、有期限のサービスであるため、今後利用促進を図る上で、未利用者へのサービス利用の働きかけを積極的に行う必要があります。

就労継続支援A型については、事業所の開設に伴い実績が増えていきます。

就労継続支援B型については、事業所の開設や定員の増加に伴い、平成26年度の見込量を大きく上回っています。

今後、利用者に対して、就労継続支援A型や就労移行支援など、他のサービス利用の可能性を検討する必要があります。

療養介護については、サービス事業所の体系移行が完了し、見込量を上回っています。

短期入所については、市内の事業所が2箇所増え、利用実績も増えていきます。

(3) 居住系サービス(共同生活援助、施設入所支援)

〈月間平均利用者数〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
共同生活援助	189人	191人	280人	68.21%
施設入所支援	232人	225人	238人	94.54%

共同生活援助については、利用者数は増加していますが、入院からの地域移行や施設整備の状況等から、見込量を下回る実績になっています。なお、平成26年4月の法改正に伴い、共同生活介護は共同生活援助に一元化されています。

施設入所支援については、入所者の地域移行や介護保険への移行等に伴い、年々利用者が減少しています。

3 地域生活支援事業

第3期計画の各サービスの見込量(目標値)と進捗状況については、次のとおりです。

(1) 移動支援事業

〈年間延べ利用時間(月実利用者数)〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
移動支援事業	5,939時間 37人	5,192時間 35人	7,260時間 45人	71.52% 77.77%

移動支援事業については、平成25年度の実績は、平成24年度と比べて利用者数、利用時間とも減少しています。なお、法改正に伴い、平成23年10月から、重度の視覚障害者に対する移動の支援等を行う「同行援護」が新たに創設されました。

(2) 日中一時支援事業

〈年間延利用回数（年間実利用者数）〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
日中一時支援 事業	19,299 回 377 人	23,025 回 399 人	28,068 回 276 人	82.03% 144.57%

日中一時支援事業については、精神障害者の利用実績の増加が利用者及び利用回数の増加に繋がっています。

(3) コミュニケーション支援事業

〈年間実利用者数〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
手話通訳者派 遣事業	282 人	281 人	470 人	59.79%
要約筆記奉仕 員派遣事業	75 人	82 人	130 人	63.08%

手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業については、平成25年度の実績は平成26年度の見込量を下回っています。

〈実設置者数〉

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度見 込量(第3期)	平成26年度見 込に対する 平成25年度 実績率
手話通訳者設 置事業	2 人	2 人	2 人	100.00%

手話通訳者設置事業については、平成26年度の見込量を確保しています。

4 障害福祉に関する調査からの課題

今回の計画策定の基礎資料を得ることを目的に、障害者関係団体との意見交換会（平成26年8月実施 参加団体：8団体）と、障害福祉サービス事業所ヒアリング調査（平成26年7月から8月実施 参加事業所：40施設）を実施しました。

(1) 障害者関係団体との意見交換会からの課題

市内に事務局を設置している障害者関係8団体と、福祉サービス等について意見交換会を開催し、この計画の課題を抽出しました。

〔調査項目〕

- 1 就労や社会参加について
 - ・就労促進
 - ・文化、スポーツの促進 など
- 2 障害者理解について
 - ・地域の理解
 - ・周知、啓発 など
- 3 福祉サービスについて
 - ・障害福祉サービス
 - ・相談支援
 - ・地域移行 など
- 4 バリアフリーについて
 - ・建築物、生活環境の整備
 - ・情報
 - ・意思疎通の推進 など
- 5 教育・療育の充実について

※上記項目には、障害者福祉計画に関する内容を含む

<個別課題や意見等>

- 短期入所の充実
- 緊急の時に利用できるシステムの構築

課題

- (緊急時)短期入所の受入確保

- グループホームの整備
- 親亡き後でも、地域で安心して暮らせるためのサービス

課題

- 障害福祉サービス等の充実

- 相談するところはあるけど対策がない
- 計画相談に人材をきめ細やかに確保することによって、ひとりひとりに応じた支援が明確になる。

課題

- 相談支援体制の強化

- 障害者が安心して入所できる介護保険施設
- 各障害についての特性を理解、対応出来るヘルパーの養成、確保が必要
- ヘルパーの質の向上

課題

- 支援者の資質向上

(2) 障害福祉サービス事業所等ヒアリング調査からの課題

市内に住所を有する障害福祉サービス事業所等及び入院施設を有する精神科病院の合計40施設に、障害福祉サービスなどの5項目について、障害福祉サービス事業所の種別ごとにヒアリングを実施し、この計画の課題を抽出しました。

〔調査項目〕

- 1 障害福祉サービスについて
 - ・訪問系サービス
 - ・日中活動系サービス
 - ・居住系サービス
 - ・障害児通所支援

- 2 相談支援、地域生活支援事業について
 - ・相談支援
 - ・地域生活支援事業

- 3 障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策について
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・地域生活支援拠点等の整備
 - ・福祉施設から一般就労への移行等

- 4 障害福祉サービス等の円滑な提供体制の確保・質の向上について
 - ・サービスの提供に係る人材の確保
 - ・指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
 - ・障害者等に対する虐待の防止
 - ・その他

- 5 その他、サービス(医療)提供時の課題や利用者(患者)のニーズ等について

<個別課題や意見など>

- 人材確保の問題がある。求人をかけても人が来ない。
- 相談支援専門員の人数が足りない。
- 身体障害の方や医療依存度の高い方は、送迎も含めて対応が難しい。

課題

- 介護人材の確保

- 利用者の高齢化に伴い、医療及び介護保険との連携の重要性が増している
- グループホームでは、夜間の支援がなく利用者の高齢化が進んでおり、支援の難しい方が増えている
- 保護者も高齢化が進んでいる。

課題

- 障害者の高齢化

- 地域移行を行いたいが、受け入れてくれる場所（施設）がない。
- 今後の居住の場の確保が必要である。
- グループホームの部屋数が不足している

課題

- 住まいの場の確保

- 一般就労への移行も大切だが、その後の定着支援についても各事業所で課題が出てきている。
- 就労に関して、企業側の意識が非常に薄い。法定雇用率だけではなく、障害者のことを理解して欲しい。
- 一般就労しても企業の理解がないと施設にまだ戻ってしまう。利用者がどうしたいかを一番に考えるのが大切。病気の特徴を受け入れて欲しい。

課題

- 就労支援

2 第4期計画の数値目標の設定と方策

1 計画策定の基本課題

前述の「障害福祉に関する調査からの課題」を次のように整理し、この計画策定の基本課題として位置づけます。

これらの基本課題に対しては、重点項目の目標値とその方策、及び障害福祉サービスの見込量とその方策により、その課題の解決に向けた施策を推進します。

計画策定の基本課題

◆障害福祉サービス事業に係る課題

- ①緊急時に利用できる短期入所利用のシステム構築
及び短期入所施設の充実
- ②住まいの場となるグループホーム等の整備
- ③相談支援事業の充実
- ④支援者の質の向上を目指す体制の整備
- ⑤介護職員の人材確保
- ⑥定着支援等就労支援の強化

◆その他の課題

- ①障害者（保護者）の高齢化
- ②介護保険との連携

2 重点項目と方策

障害福祉計画の策定にあたって、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などを進めるため、国の基本指針では、4つの数値目標 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②入院中の精神障害者の地域生活への移行 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行等 に関する数値目標を掲げることが求めています。

本市においては、こうした国の考え方を踏まえつつ、県指標である ②入院中の精神障害者の地域生活への移行 を除く3つの数値目標を次のとおり掲げ、その達成に向けて総合的・計画的に施策に取り組みます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成26年3月末現在、本市から障害者支援施設（入所支援施設）に222人が入所しています。

入所状況（平成26年3月末現在）	
○障害者支援施設（入所支援施設）	222人

目標値

本市では、地域での生活を希望する全ての人が、地域で自立した生活を送れることをめざし、各施設における取り組みに加えて、地域におけるさまざまな機関が連携・協働して支援を行うこととしており、平成29年度末までに地域生活に移行する障害者の人数と合わせ、平成29年度末の施設入所者数の目標値を次のように設定します。

平成26年3月末時点の施設入所者222人のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する者及び施設入所者数の削減の目標値

地域移行者：27人（12.0%）
入所者の削減：15人（7.0%）

方策

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が、実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けての支援など、解決すべき多くの課題があります。

このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。
③地域生活への支援	■共同生活援助(グループホーム)及び公営住宅などの生活の場や障害福祉サービスの提供体制を確保することにより、日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。
④相談支援の充実	■計画相談支援や地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで、様々な相談に応じます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

本市には、5箇所の精神科病院、合計1,052床(平成26年9月現在)の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野にした地域生活への移行支援は重要な課題です。

本市では、「宇部市退院情報連絡システム」の活用等で退院調整に取り組んでいます。地域生活への移行を進めるには、家族や本人の意向など多くの課題に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。

方 策

在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント機関(指定特定相談支援事業者)が病院と協働して支援することが必要であり、また精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、平成26年4月から、精神科病院の管理者に退院促進のための体制を整備することが義務付けられるようになりました。

このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■本人の退院意欲を喚起させるとともに、地域住民や家族などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②包括システムの推進	■従来からある「宇部市退院情報連絡システム」が、地域相談支援(地域移行支援)機関を中心とした支援チームと連携して退院調整する包括システムを推進します。
③地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、夜間対応などのサポート体制として、地域相談支援(地域定着支援)体制の整備・充実を進めます。
④地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■共同生活援助(グループホーム)等の生活の場の確保を図るとともに、障害福祉サービスや日常生活全般にわたる支援の充実を図ります。 ■地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害児・者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためのサービス提供体制として、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えながら、地域での生活支援をさらに強化する必要があります。

本市では、居宅支援機能と地域支援機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを目指します。

目標値

本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の整備に関して、次のように目標値を設定します。

平成 28 年度末までに、地域生活支援拠点を市内に 1 か所以上整備する。

方 策

方向性	取組内容
①相談支援の充実	■地域生活への移行や親元からの自立、また、その後の一人暮らしを支援するため、相談支援の充実を図ります。
②体験の機会・場の確保	■一人暮らしやグループホームへの入居を支援するため、体験の機会や場を確保します。
③緊急時の受け入れ・対応	■緊急時の対応のため、24時間の相談受付や、緊急時の受入対応体制を確保します。
④地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■国の補助事業などの動向を注視し、平成27年度から早期実施に向けて、サービス事業所と協議を行います。 ■地域での生活支援を充実させるため、人材の確保・養成や各関係機関との連携を行います。 ■障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域における地域資源の活用やコーディネーターの配置等を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市には、現在、3箇所（定員27名）の就労移行支援事業所があります。就労移行支援は、2年間という有期限のサービスであり、平成25年度までの就労移行支援の利用者は、P38の図のとおりです。

宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況をみると、管内で平成25年度に就職した障害者は201人です。

本市では、市や公共職業安定所、障害福祉サービス事業所などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」の設立などにより、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、平成24年度、平成25年度ともに31人です。

目標値

働くことへの意欲を醸成し、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設などにおける支援の質・量両面での充実や職場の開拓など、一般就労に必要な多くの課題に積極的に取り組むことにより、平成26年度中に福祉施設から「就労移行支援」等の事業を通じて一般企業・事業所などに就労する人の数を、以下のように設定します。

平成29年度 62人（平成24年度比 2.0倍）

また、一般就労への移行に関しては、就労移行支援からの移行者が多いことから、上記目標を達成するため、平成 25 年度末における本市の就労移行支援の利用者数 28 人に対して、平成 29 年度末における就労移行支援の利用者数を、以下のように設定します。

平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者
45 人（平成 25 年度末比 1.6 倍）

さらに、就労移行支援事業の利用者が、一般就労へ移行する就労移行率も重要な要因であることから、平成25年度における市内の就労移行支援事業所3か所全てが就労移行率40%以上である状況を踏まえ、以下のように目標を設定します。

市内の就労移行支援事業所の
100%が、就労移行率 40%以上を達成する

方 策

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行に伴い、市内の障害者就労施設等の受注機会の拡大を図ります。

方向性	取組内容
①障害者雇用の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共職業安定所や商工会議所と連携して、地元企業に対して、法定雇用率の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。
②就労相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 働きたいと希望する障害者や離職者・特別支援学校卒業者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。 ■ 公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携して、障害者の就労相談を充実します。

③就労支援システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報ネットワークの充実を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。 ■障害者の自立や就労促進のために、障害者就業・生活支援センターを中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所（就労支援）などとの連携を図り、職業リハビリテーションネットワークを強化します。 ■「宇部市障害者就労ワークステーション」の運営を充実し、障害者の雇用の促進を図ります。
④受注機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

3 障害福祉サービスの見込量と方策

(1) 自立支援給付

(a) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈年間延利用見込時間(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
37,008 時間 (176人)	38,201 時間 (181人)	39,347 時間 (186人)

②重度訪問介護

常時介護を必要とする障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〈年間延利用見込時間(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
21,953 時間 (16人)	22,831 時間 (17人)	23,744 時間 (18人)

③同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

〈年間延利用見込時間(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,216 時間 (33人)	7,649 時間 (35人)	8,108 時間 (37人)

④行動援護

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上のの人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

〈年間延利用見込時間(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
240 時間 (1人)	480 時間 (2人)	720 時間 (3人)

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせて包括的に行います。

本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- 訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 三障害共通の制度のもとで、障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実に努めます。

(b) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の8つのサービスに区分されます。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。（下表参照）

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
102,358 日 (430人)	104,405 日 (439人)	106,493 日 (448人)

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間（頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間）行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
250 日 (1人)	250 日 (1人)	250 日 (1人)

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間（長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間）行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,262 日 (20人)	7,988 日 (22 人)	8,787 日 (24 人)

④就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間）行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
7,853 日 (36人)	8,795 日 (40 人)	9,850 日 (45 人)

⑤就労継続支援（A型）

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
22,702 日 (90人)	24,518 日 (97 人)	26,479 日 (105 人)

⑥就労継続支援（B型）

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
92,259日 (401人)	92,259日 (401 人)	92,259日 (401 人)

⑦療養介護

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行います。

〈月平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
28 人	28 人	28 人

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
3,432 日 (34人)	3,604 日 (41 人)	3,784 日 (49 人)

日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療的ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の確保にも留意し、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大についても取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などに利用できる短期入所の確保に努めます。

(c) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
202人	217人	232人

②施設入所支援

介護が必要な障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

〈月間平均利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
217人	212人	207人

居住系サービスにおける見込量確保の方策

■共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

(d) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

地域相談支援（地域移行支援）では、施設や病院に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援（地域定着支援）では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

なお、自立支援給付のサービスを利用する場合、原則として、計画相談支援事業所が作成するサービス等利用計画が必要になります。

〈月間実利用見込者数〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	535 人	555 人	575 人
地域移行支援	8 人	11 人	14 人
地域定着支援	7 人	10 人	13 人

相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センターや障害者相談支援事業者が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行なうなど、相談支援体制を強化します。
- 利用者の意向を尊重し、個々の状況に応じたサービスの支給決定が行われるよう、また他施策との総合的ケアマネジメントがされるよう、相談専門員の能力を高め、関係機関のネットワーク構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、利用しやすいサービスとなるよう取り組みます。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等の整備に合わせ、緊急時の対応のため、24時間の相談支援体制を確保します。

(2) 障害児支援

(a) 障害児通所給付

①児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
6,485 日 (40人)	6,680 日 (41 人)	6,880 日 (42 人)

②放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
14,171 日 (112人)	14,880 日 (118人)	15,624 日 (124人)

③保育所等訪問支援

保育所等における、児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
24 日 (2人)	36 日 (3人)	48 日 (4人)

④医療型児童発達支援

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

〈年間延利用見込日数(月平均利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
120 日 (1人)	120 日 (1人)	120 日 (1人)

障害児通所給付における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療的ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- 児童発達支援センターにおいて、地域の中核的支援施設として専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。

■宇部市子ども・子育て支援事業計画（仮称）との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、教員や保育士に対する学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児の研修の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。

また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、デイサービスや居宅介護事業の充実に努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

（b）障害児相談支援

①障害児相談支援

障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

なお、障害児通所給付のサービスを利用する場合、原則として、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の作成が必要になります。

〈月間実利用見込者数〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	50 人	54 人	58 人

障害児相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業者の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の構築に努めます。
- 相談支援専門員の人材育成等を行ない、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置など相談支援体制を強化します。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。

(c) 障害児入所給付

①福祉型児童入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

<月間平均利用見込者数>

平成27年度	平成28年度	平成29年度
11 人	11 人	12 人

②医療型児童入所支援

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

<月間平均利用見込者数>

平成27年度	平成28年度	平成29年度
14 人	14 人	15 人

(3) 地域生活支援事業

(a) 障害者相談支援事業

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からのさまざまな相談に対応し、地域における生活を支援します。

<年間実施見込箇所数>

平成27年度	平成28年度	平成29年度
3 箇所	3 箇所	3 箇所

障害者相談支援事業における見込量確保の方策

- 障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携を取り、対象者の相談支援の充実に努めます。

(b) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる障害福祉サービスの費用負担が困難な障害者に対して、申立てに要する経費などの助成を行います。

〈年間実利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人	2人	2人

障害者成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策

- 制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。

(c) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

① 手話通訳者派遣事業

〈年間実利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
310人	310人	310人

② 要約筆記奉仕員派遣事業

〈年間実利用見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
90人	90人	90人

③ 手話通訳者設置事業

〈実設置見込者数〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人	2人	2人

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、手話奉仕員を養成し、会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、要約奉仕員を養成し、会議などに派遣できる体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を配置します。

(d) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

〈年間延べ利用見込時間(月実利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
4,381 時間 (41 人)	4,425 時間 (42 人)	4,469 時間 (43 人)

移動支援事業における見込量確保の方策

- 移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

(e) 日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

〈年間延べ利用見込回数(年間実利用見込者数)〉

平成27年度	平成28年度	平成29年度
24,716回 (428人)	25,210 回 (437 人)	25,714 回 (446 人)

日中一時支援事業における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

3 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

第4期計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。また、上位計画である第三次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については、地域自立支援協議会に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

(2) 計画の推進体制の充実

(a) 関係機関・団体との連携

第4期計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」及び「地域自立支援協議会」などで協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。

障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

さらに、障害者の高齢化が進んでいることから、介護保険制度へのスムーズな移行を行うため、関係機関との連携を強化し、情報共有を行います。

(b) サービス見込量確保への取り組み

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービス提供の意向を有する事業者の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。また、必要なサービスの基盤整備を着実にを行うために、指定を行う県（一部、市）と連携して、計画的に基盤整備を行ないます。

さらに、介護保険制度等他施策との連携を図り、総合的施策の推進に取り組みます。

(c) サービスの質の向上への取り組み

サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁

護に向けた取り組みなど、資質の向上に関する総合的な取り組みを推進します。

障害者等に対する虐待の防止においては、対応窓口として家族の相談や支援にあたる障害者虐待防止センターを中心としたシステムの整備を進めます。

また、基幹相談支援センターや障害者相談支援事業者が中心となり、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行います。